

住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

とりまとめ

「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(国土交通省)」

- ・ 新規要求事業である「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業」については、今年の公開プロセスにおいて廃止判定を受けた先行事業が抱えていた問題点が依然、解消されず、抜本的な見直しが必要ではないか。
- ・ 住宅確保要配慮者の入居ニーズについて、依然として把握できているとは言い難く、対象とする公営住宅落選者の実態や、居住地域による偏在も含め、具体的にどのようなニーズがあるのか明確に把握する必要がある。入居対象者の範囲の設定についても、対象者の実態分析や地域事情等を踏まえ、さらに検討する必要がある。こうした点のほか、そもそも、具体的な入居ニーズがある場合に改修を行うスキームではないことから、入居を望む住宅確保要配慮者のニーズに応じた改修が担保されるとは言い難いほか、オーナー側が同事業に応じるインセンティブも確保できているとは言い難い。
- ・ 先行事業のこれまでの執行実態によれば、制度が想定した要配慮者の入居率は低く、さらに、見直し案において入居対象者の限定等補助要件を厳しくしたことにより、住宅オーナー側の意欲の減退が見込まれることから、前年と同様の予算要

求額は、明らかに過大である。

- ・ 以上より、まずは、入居対象となる住宅確保要配慮者の入居ニーズや住宅オーナーの意向調査から行うべきではないか。その上で、事業を行うとした場合にも、具体的な入居ニーズがある場合にニーズに応じた改修の費用を補助するというオンデマンド型の事業に転換する等住宅確保要配慮者の個々のニーズによりの確に対応する仕組みや居住支援協議会が設立される単位である地方公共団体に委ねることを検討すべきではないか。

論点についての評価

「住宅確保要配慮者あんしん居住推進事業、民間住宅活用型住宅セーフティネット整備推進事業(国土交通省)」

論点1 住宅確保要配慮者の実態・入居ニーズが、適切に把握されているか。

- ①把握されているとは言い難い 5名
- ②適切に把握されており、問題ない。 0名
- ③その他 0名

論点2 住宅確保要配慮者の居住の安定の確保という目的に照らし、事業内容は有効か。

(1)見直し案における入居対象者の設定は適切か。

- ①適切である。 0名
- ②さらに絞り込む必要がある。 2名
- ③絞り込み過ぎであり、もっと広げるべき。 0名
- ④その他 5名

行政改革推進会議「秋のレビュー」

(2)見直し案において、入居を望む住宅確保要配慮者のニーズに応じた改修が担保されるか。

- ①担保されるとは言い難い。 4名
- ②担保される。 0名
- ③その他 4名

(3)見直し案で、民間賃貸住宅オーナーの改修需要は見込めるか。

- ①需要は見込めない。 3名
- ②需要は見込める。 0名
- ③不明である。 1名
- ④その他 4名

論点3 過去の執行実態に照らし、27年度予算要求額は過大ではないか。

- ①過大である。 4名
- ②過大とは言い難い。 0名
- ③その他 3名

総論

①事業全体の更なる改善が必要。 5名

- ㊦事業全体の更なる改善が必要。 4名
- ㊧ニーズがある場合に改修補助を行う(オンデマンド型の)事業に改善すべき。 2名
- ㊨住宅の改修補助よりも、家賃補助を検討すべき。 1名
- ㊩事業規模を大幅に縮減すべき。 0名
- ㊪地方公共団体に委ねるべき。 2名
- ㊫その他 3名

②改善は十分であり、見直し案通り実施。 0名